『都庁舎渡り廊下における新たな屋内緑化の創出』

別　紙

都庁舎渡り廊下における緑化の条件・留意事項

1　緑化対象空間

- 第一本庁舎及び第二本庁舎を結ぶ渡り廊下（平面イメージ図参照）
  ※平面イメージ図の緑化検討範囲は参考であり、実際の緑化範囲は協働事業者決定後、関係部署等との協議踏まえ決定

2　緑化について

- 多様な技術や手法による緑化設備等の設置、維持管理、撤去・原状回復を含めて提案(効果検証を含む)
  ※提案内容の実施にあたり、再委託事業者との連携を前提とした提案も可能です

3　室内環境・設備条件

- 既存の躯体・仕上げへの穴あけ、天井部への設置は不可
- 渡り廊下部は空調なし（夏季は高温多湿、冬季は低温となる環境）
- 床耐荷重は300kg/㎡
- 利用可能コンセントは4口（２回路）で１回路当たり最大1,500W、合計最大3,000W

4　維持管理条件

- 植物の枯損落葉、虫、カビ、漏水及び汚損等への対策
- 不具合等が発生した場合の緊急対応及び定期的な保守点検業務（清掃、水やり、補修等）

5　安全管理条件

- 協働時には、消防協議等を実施し避難上必要となる有効幅員を確保するほか、来庁者及び職員の通行・避難動線を確保及び安全面を考慮すること
- 防火シャッターや避難誘導灯などの避難設備等に支障を生じさせないこと
- 設置にあたっては、利用者の接触や地震の揺れ等を考慮し、転倒等への対策を講ずること

平面イメージ図・現地写真













